

岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会規則

〔平成27年3月30日〕
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜羽島衛生施設組合附属機関設置条例（平成27年岐阜羽島衛生施設組合条例第2号）第3条の規定に基づき、岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、岐阜羽島衛生施設組合において岐阜市の条例を準用する条例（昭和36年条例第4号）第1条第15号の規定により、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）別表に規定する一般廃棄物処理施設技術検討委員会委員の例による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設建設推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。